

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	寝屋川市 学校保健安全法による医療費援助に関する 事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市教育委員会は、学校保健安全法に定める医療に要する費用についての援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利権益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

寝屋川市教育委員会

公表日

令和7年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寝屋川市 学校保健安全法による医療費援助に関する事務
②事務の概要	学校保健安全法第24条の各号に該当する児童生徒の保護者に対し、学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病の治療に必要な費用の支給を行う。 ①対象疾病に罹患した要保護・準要保護世帯の児童生徒の保護者から医療券交付願を受け付ける。 ②保護者へ医療券を交付する。 ③医療機関から医療券に対する医療費請求を受理、審査する。 ④医療機関へ医療費を支払う。
③システムの名称	学務情報システム、自治体中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
学務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	40(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第23条)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局 学務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-824-1181(内線2249)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会事務局 学務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1-1 072-824-1181(内線3033)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	基本的にはマイナンバーの提示を求めないが必要がある場合のみ、申請者本人からマイナンバーを取得し、複数人で確認し事務を遂行する。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月4日	対象人数	平成27年5月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年10月4日	取扱者数	平成27年5月1日	平成28年4月1日	事後	
平成30年2月13日	所属長	田井 秀夫	若林 勲	事後	
平成30年2月13日	対象人数	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年2月13日	取扱者数	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成31年4月8日	対象人数	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年4月8日	取扱者数	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年4月8日	所属長	若林 勲	課長	事後	
平成31年4月8日	Ⅳ リスク対策		リスク対策追加	事後	
令和1年12月10日	対象人数	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年12月10日	取扱者数	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和3年12月24日	Ⅰ4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実	実施する	実施しない	事後	
令和3年12月24日	Ⅰ4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法	照会38、提供26、87	－	事後	
令和3年12月24日	Ⅳ6 情報提供ネットワークシステムとの接続	【 】接続しない(入手)【 】接続しない(提供)	【○】接続しない(入手)【○】接続しない(提供)	事後	
令和7年2月13日	評価実施機関による担当部署	寝屋川市教育委員会 学務課	寝屋川市教育委員会事務局 学務課	事後	
令和7年2月13日	特定個人情報に関する問い合わせ	教育委員会 学務課	教育委員会事務局 学務課	事後	
令和7年2月13日	「3. 個人番号の利用」	27(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第23条)	40(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第23条)	事後	
令和7年2月13日	「Ⅳ－8 人手を介在させる作業」		「十分である」 基本的にはマイナンバーの提示を求めないが必要がある場合のみ、申請者本人からマイナンバーを取得し、複数人で確認し事務を遂行する。	事後	
令和7年2月13日	「Ⅳ－11 最も優先度が高いと考えられる対策」		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 「十分である」 対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、 “対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。	事後	